

アメリカ地名委員会による竹島及び北方領土に係る記載に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十三年一月二十四日

浜田 和幸

参議院議長 西岡武夫殿

アメリカ地名委員会による竹島及び北方領土に係る記載に関する質問主意書

アメリカ政府の機関である地名委員会は、世界各地の地名、位置、当該地名に係る場所がどの国に属するか等を整理してホームページ等に記載している。

現時点において、竹島については、正式名がリアンコート島となっているが、我が国の領土ではなく韓国領とされている。また、同島の別称として、韓国名である「独島」が我が国における呼称である「竹島」よりも優先した形で挙げられている。

さらに、北方領土についても、例えば、国後島は我が国の領土ではなくロシア領とされている。そこで以下のとおり質問する。

- 一 政府として、アメリカ地名委員会に対し、竹島を我が国の領土と明記するよう要求するつもりはあるのか。政府の見解を示されたい。
- 二 政府として、アメリカ地名委員会に対し、「竹島」を「独島」よりも優先的な別称として明記するよう要求するつもりはあるのか。政府の見解を示されたい。

- 三 政府として、アメリカ地名委員会に対し、北方領土に係る各地名について、我が国の領土と明記するよ

う要求するつもりはあるのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。